

体罰の根絶と信頼される学校体制づくりに向けて ～体罰によらない指導・組織的な取組の充実のために～

群馬県教育委員会

教育の目的は、児童生徒の人格形成とよりよい社会の形成者として自立させることです。そのためには、教員と児童生徒との信頼関係、そして児童生徒理解に基づく適切な指導が必要です。

体罰は、学校教育法で禁止されている違法行為であり、体罰を受けた児童生徒の心身を傷つけるのみならず、周囲の児童生徒の心にも深刻な影響を与えます。そして、児童生徒、保護者の学校への信頼を失わせる行為です。

体罰の根絶及び未然防止のために、全教職員で体罰によらない指導の在り方、学校としての組織的な取組について考え、学校全体で改善を図ることが必要です。

I 体罰と懲戒について

児童生徒に適切かつ毅然とした指導を行うために、「体罰」と「懲戒」の違いについて再度確認しましょう。（「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」平成25年3月13日文科省通知より）

「体罰」の具体的な行為とは

- 身体に対する侵害を内容とする行為（殴る、ける等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるような行為（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たるもの
 - 例・授業態度について指導したが反抗的な言動をした生徒の頬を平手打ちする。
 - ・ふざけている生徒に対して口頭で諭したが、聞かなかったため、ペンを投げつけ生徒に当てる。
 - ・学級の決まりを守らなかったため、給食を食べさせない。 など

「懲戒」として認められる行為とは

- 肉体的苦痛を伴わない行為で、学校における教育目標を達成するために行われるものであり、教育的配慮の下に行われるもの
 - 例・授業中、教室内に起立させる。
 - ・学習課題や清掃活動を課す。
 - ・練習に遅刻した生徒を試合に出場させずに見学させる。 など

II 体罰の根絶・未然防止のために必要な取組

以下の4点について、一人一人が、そして学校組織として何ができるか考え、具体的な取組を推進することが必要です。（平成25年5月1日付通知より）

【各学校における取組】

- 1 体罰は、体罰を受けた児童生徒の心と体を傷つけ、また周囲の児童生徒の心も傷つける教職員として許されない行為であること、また指導に当たっては、児童生徒の気持ちを理解し、信頼関係のもと、児童生徒の成長のための指導が大切であることを再認識する。
- 2 各学校で、問題となる行動が起こった時など、体罰の起こりやすい状況を想定し、体罰によらない適切かつ毅然とした指導や複数の教職員で対応するなど組織的な指導が行えるよう、教職員一人一人が自分の指導を振り返るとともに、学校組織としての指導を見直す機会を計画的に設け、指導力の向上を図る。
- 3 日頃から児童生徒や保護者の悩みや不安を積極的に聞き取るとともに、教職員や学校の願いや取組を理解してもらえよう努め、信頼される学校体制を構築する。
- 4 部活動については、勝利至上主義を第一とするのではなく、児童生徒の心身を成長させることが大切であるという部活動の本来の目的を再確認し、部活動指導の在り方について定期的に見直す機会を設定する。

Ⅲ 具体的な指導について

体罰の実態調査から、体罰が起りやすい四つの事例を取り上げました。いずれも児童生徒の思いに教師の理解が至っていない状況があります。次の事例について、自分だったらどのように対応するか、また、それぞれの事例における体罰の未然防止のためにどのような対策が有効か、考えてみましょう。

○事例1 学習態度に問題がある児童に対する体罰

○ 小学校3年生のAは、教師が授業中に何度も注意したにもかかわらず、おしゃべりをやめなかつたり、わざと話が聞こえないふりをしたりする行為をやめなかつたため、頭をげんこつでたたいた。

<児童生徒と教師の思いの違い>

【児童】授業に対する興味がもてず、教師の注意に対して、素直に聞き入れることができなかった。
【教師】学習態度を改めさせようとして注意したが、自分の注意を聞き入れなかつたので、どうして態度が改められないのかと感情的になり、たたいて言うことを聞かせようとしてしまった。

望ましい指導例

- 注意をしても学習態度が改善されない場合、教師が一方的に注意を繰り返しても、状況は改善しません。自分の行動について児童生徒に振り返らせることが子どもの成長、そして教師との信頼関係につながります。
 - ・ 授業後に落ち着ける場所で個別指導を行います。
 - ・ 自分がとった行動がよいことか悪いことか、振り返らせましょう。
 - ・ 自分は何が悪かったのか、どうすることがよかつたのかを児童生徒に判断させましょう。
- 児童生徒が集中して取り組める授業づくりを工夫することが第一です。
 - ・ 教師の話聞くこと、指示どおりに活動すること、一部の児童生徒の活動が中心となった授業ではなかつたか、授業を振り返ることが大切です。
 - ・ 児童生徒が目的をもって活動に取り組めるよう授業のめあてを明確にしましょう。
 - ・ 児童生徒の実態を考慮し、子どもの意欲を高めるような発問や活動を工夫しましょう。
 - ・ 児童生徒が「今日はこのことについて考えた、勉強した。」と思える授業をつくりましょう。
- 交換授業等により複数の教職員が児童生徒の指導を行うことで多面的な児童生徒理解を図り、指導に反映させることも有効です。



○事例2 自分の思い通りにならないと暴言を発したり、乱暴な行動をとったりする児童に対する体罰

○ 小学校5年生のBは、授業内容が理解できなかつたり、友達とトラブルを起こしたりした際、担任や学級の友達に対して暴言を発したり、乱暴な行動をとったり、立ち歩いたりする等の行動をとっていた。その日もBは、算数の授業中に担任の指導に従わず暴言を発したため、繰り返し注意を続けたが、再度、激しい暴言を発したため、頭をたたいてしまった。Bは、問題がなかなか解けなかつたため、先生に乱暴なことを言ってしまったと話している。

<児童生徒と教師の思いの違い>

【児童】問題が解けず、いらいらしていたところに注意を受けたので、暴言を吐いてしまった。
【教師】繰り返し注意したにもかかわらず、暴言をやめなかつたため、たたいてやめさせようとしてしまった。

望ましい指導例

- 繰り返し注意を続けると、暴言や乱暴な行動が更に激しくなることがあります。まず、児童生徒の気持ちを落ち着かせるよう教師も冷静に働きかけることが大切です。
- 友達など人が大勢いる場所で気持ちを落ち着かせることは難しいので、日頃から落ち着ける場所を用意しておくことが大切です。教室内で落ち着ける適当な場所がない場合には、教室外に設けることも考えておきましょう。
- 教室外での対応が必要なときには、授業をしている教師一人では対応することが難しいので、学校全体で日頃から対処の仕方について考え、複数の教師で対応するなどの共通理解を図ることが大切です。
- 児童生徒が落ち着いて冷静さを取り戻したら、一緒に状況を整理し、どう振る舞えばよかつたかを考えさせます。そのときに絵やメモなどを活用して、視覚的に情報を整理することが効果的です。
- Bは、「問題がなかなか解けなかつたため、先生に乱暴なことを言ってしまった。」と振り返っています。Bの日頃の学習特性に配慮し、学習面で少しずつ成功体験を積み重ねたり、望ましい行動ができた時に十分ほめられたりすることで、暴言や乱暴な行動に至る場面を減らすことができます。

○事例3 生徒指導中に反抗的な態度をとった生徒に対する体罰

- 服装が乱れ、学習態度が悪い中学校2年生のCに対して、放課後、学級担任は教育相談室に呼び、事情を聞いたり説諭したりする中で、Cが教師に対して反抗的な態度をとったため、かっとなって足をけった。



<児童生徒と教師の思いの違い>

- 【生徒】 日頃認められることがなく、目立ちたい、授業も分からないので飽きてしまう。しかし、学級担任は分かってくれないので、反抗的な態度をとってしまった。
- 【教師】 生徒のために指導しているのに、反抗的な態度をとられたので、おこってってしまった。



望ましい指導例

- 時には1対1での指導も大切ですが、原則、複数で対応することが効果的です。
 - ・ 複数の教員がいることによって、児童生徒が興奮して暴言を吐いたり、暴力を振るったりすることを防げることがあります。
 - ・ 自分のことを心配している先生が担任以外に他にもいることを伝えることができます。
 - ・ 他の教員が違った視点から指導でき、担任をフォローすることができます。
- 児童生徒と本音で語り合える雰囲気を作ることが必要です。
 - ・ きまりを守れなかったり、学習態度が悪かったりする背景には、何か理由があるのかもしれない。
 - ・ いきなり、服装の乱れや授業中の態度の悪さについて指導するのではなく、現在の状況について心配していることを伝えながら、話を聞く態度が出てきたところで、改善点について毅然と指導しましょう。
 - ・ 児童生徒が反抗的な態度をとったときは、その態度の非を責めることを一時保留し、「言いたいことがあれば話してごらん」「何かあったのか」などと、じっくり傾聴し、ゆとりのある態度で接しましょう。
- 本人の良いところ、できることなどを認めながら、今後の目標へ向けて応援していくことを伝えましょう。
 - ・ 一方的な指導ではなく、児童生徒に考えさせる時間を与えることも大切です。
 - ・ 個別指導の前に、児童生徒の良い点について、他の先生から情報を得ておくことも有効です。

○事例4 部活動指導中における態度に問題がある生徒に対する体罰

- 部活動中に高校1年生のDとEは、ドリブルの練習をしていたが、練習に集中していない様子が見られた。その都度、F教諭は集中して練習に取り組むようと声かけをしていたが、やる気のない練習態度に改善が見られないため、かっとなりDとEの頭部を平手打ちした。



<児童生徒と教師の思いの違い>

- 【生徒】 自分なりにきちんと練習しているつもりであり、なぜ注意されるのかわからないので態度を改めなかった。
- 【教師】 生徒を集中させようとして注意したが直らないので、たたいて態度を改めさせようとした。



望ましい指導例

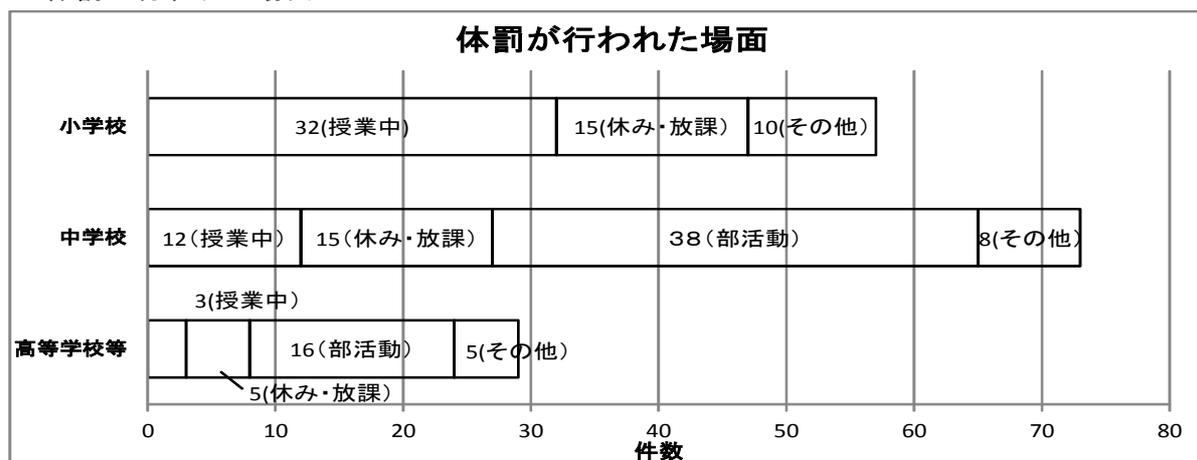
- 生徒の練習態度や言動に対し、自分の感情を自制できずに衝動的に体罰に及ぶことは、教師の指導力不足からくるものです。体罰はもちろん恫喝や命令による指導ではなく、意欲を引き出すために、科学的な理論に基づいた指導法等を取り入れるなど、生徒が主体的に活動できる部活動運営を行っていくことが重要です。
- 教師と生徒との信頼関係の構築や練習内容の工夫により、生徒の意欲を高めます。
 - ・ 生徒の個性を把握・理解するとともに、生徒を一人の人間として尊重し、生徒との信頼関係を築くことが大切です。
 - ・ 教師が、練習のねらいや目的を生徒にしっかりと理解させた上で取り組ませることで、生徒が意欲的に取り組むことにつながります。
 - ・ 個人やチームの目標を明確にし、生徒の実態に応じた技能の向上を目指す練習を取り入れたら、生徒が主体的に取り組めるように工夫したりすることが大切です。
 - ・ その日の練習メニューを事前に示したり、練習時間を適切に設定したりすることで、生徒が集中力を持続して取り組むことができる環境づくりを行いましょ。
 - ・ 勝つことのみを重視することのないよう部の運営方法や指導法を見直すとともに、研修会や合同練習会、練習試合等を活用し、優れた指導者から生徒を伸ばす指導法を学ぶことで自己研鑽に努めましょ。
- 顧問の教員だけでなく、学校組織全体で連携を図りながら指導に当たることが大切です。
 - ・ 学校組織全体で部活動の運営や指導の目標、方針を検討、作成し、全教職員が共通理解をもって指導していくことが大切です。
 - ・ 生徒の指導上の問題を抱えたときは、自分一人で解決しようとせず、副顧問や周囲の職員に相談したり助言を求めたりして、複数で指導に当たらましょ。



IV 平成25年2月実施「体罰の実態把握にかかる調査」の結果から明らかになった課題

体罰調査の結果から明らかになったこと

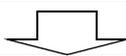
1 体罰が行われた場面



- ・ 校種別では、小学校では授業中、中学校・高等学校では部活動中に半数以上の体罰が行われた。

2 体罰の主な理由

- ・ 授業態度を注意しても改善されなかったため。
- ・ 部活動中の態度に課題があったり、指示したプレーができなかったため。
- ・ 問題行動を起こしたため。(決まりが守れない、教師に暴言を吐く等) など



課題

- 1 注意や指導をしても教職員の思うとおりにならないときを想定し、一時的な感情に左右されない対応の仕方を教職員が身に付けていない。
- 2 教職員が児童生徒のためを考えて行ったことだから問題がないと考えている。
- 3 児童生徒・保護者と教職員の信頼関係が築かれていない。また、児童生徒・保護者の教職員とのかかわりにおける悩みや不安をくみ取る学校体制が不十分だった。

V 体罰の未然防止に向けたセルフチェック

下のチェック項目により、自分自身及び校内の取組を振り返りましょう。

<input type="checkbox"/>	少しくらいたたいても児童生徒に信頼されているから大丈夫だという誤った認識をもっていない。
<input type="checkbox"/>	「児童生徒のため」という理由をつけ、自分の行為を正当化してたたいたりけったり等の行為を児童生徒にしていない。
<input type="checkbox"/>	児童生徒の話を丁寧に聞いている。
<input type="checkbox"/>	一部の児童生徒だけではなく、一人一人の児童生徒と積極的にかかわりを持ち、良好な人間関係を築こうとしている。
<input type="checkbox"/>	問題行動を起こしやすい児童生徒に対する指導を一部の教職員だけに任せがちにしていない。
<input type="checkbox"/>	体罰を知ったら、速やかに管理職に報告・相談するなどの対応をしている。
<input type="checkbox"/>	保護者の不安や悩みを積極的にくみ取るための取組をしている。
<input type="checkbox"/>	児童生徒に課題があるときだけではなく、児童生徒のよさやがんばりが見られたときにも電話や手紙、通信等でそのことを伝えている。
<input type="checkbox"/>	他の教職員に自ら声をかけ、良好な人間関係を築けている。
<input type="checkbox"/>	他の教職員が指導に行き詰まっているとき、対応策を共に考え、協力して指導をしている。



チェックの結果を踏まえ、「II 体罰の根絶・未然防止のために必要な取組」をもとに、あなたにとって必要な取組、そして学年や学校の組織として必要な取組について具体策を考えましょう。